

令和7年6月から、法令で**熱中症対策**が義務化されました

助成金

出張

臨時開催 熱中症予防管理者講習

これまで熱中症対策は、作業環境改善や健康管理の一環と位置付けられてきましたが、近年、建設業や運送業などに限らず熱中症が頻発し、休業者・死亡者ともに大きく増加傾向にあることから、関係法令が改正され、その対策が義務化されました。

厚生労働省では、熱中症による労働災害を防止するため、事業所における熱中症対策を専門的かつ組織的に推進する「熱中症予防管理者」の選任を推奨するとともに、早期発見のための体制整備や重篤化防止措置のための手順書の作成、関係作業員への周知を**罰則付きで義務化**しました。(令和7年6月1日から実施)

足利労働基準協会では、熱中症に対する正しい知識、対処法などを習得した「熱中症予防管理者」に、実効ある熱中症予防対策を講じていただけるよう、このたびの法令改正にあわせて、臨時講習を開催することとしました。

この講習は、**今回の法令改正の内容を織り込んだうえで、厚生労働省通達(要綱)に示されたカリキュラムにより実施**いたしますので、この機会を逃さず受講くださるようお願いいたします。

対象者

職長、現場監督、安全衛生の担当者など、熱中症予防のための管理者として職務が遂行できる方(特に制限はありません)

講習の内容(通達によるカリキュラム+法令改正の要点)

- 熱中症の症状(30分)
熱中症の概要、職場における熱中症の特徴、体温・体液の調節、熱中症が発生する仕組みと特徴
- 熱中症の予防方法(150分)
暑さ指数(WBGT)、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、熱中症予防対策事例
- 緊急時の救急処置(15分)
緊急連絡網の作成及び周知、緊急時の救急措置
- 熱中症の災害事例(15分)
- 法令改正の要点(適宜)



日時

令和7年6月16日(月) 13:00～17:00 ※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

地場産業振興センター(足利市朝倉町32-11) 4階小ホール

受講料

11,000円 ※受講料には、テキスト代(資料代)などの諸経費及び消費税が含まれています
※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年5月21日(水)～ 6月9日(月) 定員40名

—臨時講習のため受講者が10名に満たない場合は中止となります—

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%が助成**されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、別に日程を調整して**出張講習**もできます
夏季に間に合わせるため、お申し込みは、お早めをお願いします